

新疆ウイグル自治区の国際商事仲裁における人材育成

ライシャ アリケン*

要 旨

中国は、今、「一带一路」構想を進め、世界の国際仲裁センターを形成しようとしている。新疆ウイグル自治区は、「一带一路」構想の重要な拠点の1つである。そのため、新疆ウイグル自治区にある国際商事仲裁機関のレベルアップを図ることが必要である。新疆ウイグル自治区の事件は主に中央アジア地区、ロシア関連の事件である。しかし、涉外事件を処理する仲裁に対して必要なロシア語、カザフ語ができる国際法専門の人材がいない。“一带一路”の経済建設の背景の下で、この地区の国内及び国外の経済貿易数は大幅に増加している。涉外経済貿易案件数も今よりかなり増加すると思う。しかし、現在国際商事仲裁を担える仲裁人がほとんどおらず、緊急に仲裁人を育成する必要があると考える。

そこで、仲裁手続を担う①仲裁人の資格、②仲裁人の忌避・回避制度、③仲裁人の権利・義務について、UNCITRALや日本商事仲裁協会の制度との比較もしながら、そのうえで、新疆ウイグル自治区における仲裁人育成の問題について分析し、政策的提言をする。現状では、国際法専攻の人材がいても、中央アジア地区の言語とロシア語ができない。逆に中央アジア地区の言語とロシア語ができる人材は、法的知識がないという問題がある。国際商事仲裁における仲裁の質を向上させ、仲裁の公正、合理的解決を保証するために、新疆ウイグル自治区で独自の仲裁人を育成することは非常に重要である。

目 次

I はじめに

II 「仲裁人」の資格と権利・義務

1. 仲裁人について

2. 仲裁人の資格

3. 仲裁人の権利・義務とは何か——日本仲裁法と中国仲裁法の比較

III 仲裁人育成の必要性及び育成方法と課題

1. 仲裁人の育成

2. 新疆における仲裁人育成の必要性

3. 新疆の国際法専攻大学における特別な研修

4. 新疆ウイグル自治区における仲裁人の育成はなぜ必要か

IV ま と め

I はじめに

世界経済が一体化し、国際貿易、人材、交流、経済活動がますます活発になるにつれ、国際紛争も増加している¹⁾。紛争解決手段として、国際商事仲裁が紛争を解決するために広く利用されている。仲裁は、当事者の自由意思によって紛争解決を行うものである。仲裁を行うためにまず、仲裁人を選定しなければならない。仲裁人は仲裁手続

* ライシャ アリケン 法学研究科国際企業関係法専攻博士課程後期課程
2023年9月29日 推薦査読審査終了
第1推薦査読者 梶田 幸雄
第2推薦査読者 檜崎みどり

において決定的に重要な役割を果たすため仲裁人の質が仲裁の質を決定する。なぜならば、仲裁人の技量、経験、知識が仲裁手続及び判断の質に大きな影響を与えるからである。仲裁人は、それぞれが独立しているので、同一の事案に対して異なる判断を示す可能性がある。紛争が生じた場合は円滑な解決が求められるために、仲裁の独立、公正、迅速、及び裁判などの他の紛争解決法に対する優位性は、仲裁人の質と専門知識に依存する。国際商事仲裁事件数が増加しているため、経験豊富な仲裁人が必要とされる。こうした仲裁人の多くは、弁護士、又は特定分野の専門家で知識と経験がある人である。

今、中国は「一帯一路」構想を進め、世界の国際仲裁センターを形成しようとしている。新疆ウイグル自治区は、「一帯一路」構想の重要な拠点の1つである²⁾。この場合、新疆ウイグル自治区にある国際商事仲裁機関のレベルアップを図ることが必要である。しかし、このときに国際商事仲裁を担える仲裁人がほとんどいないという問題がある。仲裁とは、現在また将来の紛争について当事者が、その判断による解決を委ねる第三者である³⁾。したがって、仲裁人を育成することは極めて重要である。

本稿では、仲裁手続を担う(1)仲裁人とは何かという概念を明らかにして、どんな人が仲裁人を担うことができるか(仲裁人の資格)——①中国仲裁法では、どんな人が仲裁人に担う条件を満たすか、②日本商事仲裁協会(JCAA)と中国仲裁法を比較する。(2)仲裁人の忌避・回避制度とは何か——①仲裁手続では仲裁人はどのような場合には忌避されるか、②仲裁人はどのような場合には自ら回避するか。(3)仲裁人の権利・義務とは何か——①審判義務、②仲裁人を公正・独立義務、③仲裁人の守秘義務について検討することとした。そのうえで、なぜ新疆ウイグル自治区における仲裁人育成の必要性が重要であるか。この問題の重要性について叙述する。

II 「仲裁人」の資格と権利・義務

国際商事仲裁関係人材とは何か。主に仲裁人が考えられるが、仲裁委員会事務局(秘書局)職員、裁判官、弁護士、大学教授も国際商事仲裁関係人材の中に入ると考える。以下は仲裁人について述べるが、仲裁委員会事務局(秘書局)職員、裁判官、弁護士、大学教授が仲裁に関連してどのような役割を果たしているか。仲裁委員会事務局(秘書局)職員は仲裁申立てを受け入れ、かつ、事件を管理する。裁判官は仲裁合意の効力と管轄権、執行によって判断する。法院の裁判官は長期にわたって各種の紛争に審理した非常に豊富な紛争処理の経験がある。弁護士は独立、公正の案件を判断する経験がある。大学の教授は法律知識があり、専門知識がある。弁護士、大学教授も仲裁人に指名されることもある。そこで、以下では仲裁人に求められる資格について述べる。

1. 仲裁人について

仲裁人とは、仲裁手続において、当事者間の紛争を裁断すべき権限を与えられた第三者をいう。すなわち、仲裁合意に基づいて、すでに発生した民事上の紛争又は将来において発生する一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を委ねられ、その審理および仲裁判断を行う第三者である。したがって、紛争解決に関する当事者の合意があっても、このような裁断型の紛争解決にかかわらない者は、仲裁法上の仲裁人には当たらない⁴⁾。仲裁人は、当事者間の仲裁合意によって、法律と仲裁規則で許可された範囲内で専門知識と判断能力がある人であり、仲裁人が当事者間の紛争を審理し、また、当事者に拘束力のある仲裁判断を示す。このために仲裁人にはどのような資格が求められるであろうか。

2. 仲裁人の資格

仲裁人の資格について、法で規定している国は

少ない。仲裁人に対して一般的に求められるのは、民事行為能力がある自然人、刑事処分を受けていないか又は公職から除名されていない人などである。未成年者、民事行為を無効能力又は制限能力がある人は仲裁人になれない。仲裁人に完全な行為能力があることは、仲裁に法的効力を持たせる民事行為の基礎である。刑事処分を受けていないか又は公職から除名されていないことは仲裁人を務める職業道徳には必ず備わっていなければならない条件である。仲裁の公正性と国際性を体現するために、多くの国家の法は、外国人が仲裁人となり、本国の仲裁手続に参加することを許可している。中国仲裁法では、第13条で以下のとおり規定している。

「仲裁委員会は公正かつ品行方正な人員から仲裁人を任命しなければならない。仲裁人は次の各号に掲げる条件のいずれかに当該しなければならない。

- (1) 仲裁業務に従事して満8年以上になること。
- (2) 弁護士業務に従事して満8年以上になること。
- (3) 裁判官を満8年以上務めたことがあること。
- (4) 法律の研究、教育業務に従事し、かつ高級職を有すること。
- (5) 法律知識を有し、経済・貿易などの専門職に就き、かつ高級職を有すること、又は同一水準の専門性を有すること。」

この規定は、仲裁人の条件を規定するものである。

第一に、最も基本的で重要な要件として、「仲裁委員会は公正かつ品行方正な者の中から招聘する」として、仲裁人には道徳的素養があることを求めている。

第二に、1号から5号で仲裁人の業務的素質の

要件を規定している。

(1)「仲裁業務に従事して満8年以上になること」は、1994年の仲裁法施行において定められたものであるが、当時の対外経済貿易仲裁委員会（現在の中国国際経済貿易仲裁委員会）で8年以上従事したことがあることを求めたものである。長期にわたって仲裁業務の経験があることが、迅速かつ公正に仲裁を行う上で必要であるという認識である。

(2)「弁護士業務に従事して満8年以上になること」。

具体的な案件中では、当事者の代理人ではなく、独立、公正に案件を判断できる人材でなければならない。弁護士は、大手の法律事務所に所属し、さまざまな企業の代理人にもなっているため、仲裁事件で利益相反が生じる可能性もあるが、この場合には仲裁人になることを回避すればよい。したがって、世界的にも弁護士が仲裁人になることは排除されていない。例えば、スイス連邦仲裁協定第7条⁵⁾は、「(法律家を仲裁手続からは排除する合意の無効) 法律家を仲裁手続において仲裁人、書記又は当事者の代理人として関与させることを禁止する仲裁条項の定めはこれを無効とする。」と規定している。弁護士が仲裁人を担えば、仲裁廷の他の法律業務を専門としない仲裁人の法律専門知識の不足を補うことができる。弁護士が仲裁人となれば、その業務の特徴から、他の仲裁人の業務時間や精力を軽減し、彼らが自らの専門分野の調査に注力することを可能にもするであろう。中国の弁護士数は急速に増加しており⁶⁾、弁護士の参加は仲裁業務を円滑にするだろう。弁護士の勤続年数を満8年以上としたのは、仲裁業務のレベルを保証するためである。

(3)「裁判官⁷⁾を満8年以上務めたことがあること」。

人民法院の裁判官は長期にわたって各種の財産権益紛争を審理した非常に豊富な紛争処理の経験がある。だから、仲裁人を担うと紛争を解決する

ために有用である。ただし、人民法院は仲裁を監督（仲裁判断の承認・執行）する権利がある。そのために、人民法院の現職裁判官は仲裁人を担うことはできない。ここで規定するのは退任した裁判官である。

（４）「法律の研究，教育業務に従事し，かつ高級職を有すること」。

具体的に法律の研究，教育業務に従事する者であって，高級職にあるものとは，大学の准教授以上の者や政府系シンクタンクで法律を研究している準研究員以上の職にある者である。

（５）「法律知識を有し，経済・貿易などの専門職に就き，かつ高級職を有すること，又は同一水準の専門性を有すること」。

主に政府及び政府系機関，団体，部門の職員であり，法律知識を有する高級職員及び同等の専門水準にある者をいう。経済・貿易などの専門業務に従事している者も仲裁人として招聘することができる。仲裁人は，法律問題だけではなく，貿易・投資に関する専門知識と業務に精通していることも求められる。こうした人材は，紛争の迅速な解決に有利であるだけでなく，また紛争案件の公正，合理的解決にも有利である。

中国国際経済貿易仲裁委員会（CEITAC）は，より具体的な仲裁人資格について「仲裁人資格授権規定」を定め，この第２条で仲裁人の要件を定めている⁸⁾。以下のとおりである。

1 中国籍の仲裁人は，以下の条件を満たす必要がある。

（１）仲裁業務に熱意を有し，公正かつ高潔な品性を持ち，独立した公正な審理原則を堅持すること。

（２）国家の統一司法試験に合格し，仲裁業務に従事した経験が８年以上あるか，又は弁護士としての業務経験が８年以上あるか，又は判事としての経験が８年以上あるか，又は法律研究・教育

業務に従事し，高位の職称を持っているか，又は法律知識を有し，経済・貿易などの専門的な業務経験を持ち，高位の職称又は同等の専門水準を有していること。

（３）本委員会の「定款」を支持し，本委員会の「仲裁規則」や「仲裁人遵守規則」などの関連規定を遵守する意思があること。

（４）外国語を一つ習得し，業務言語として使用できること。一部の高名な人士については適度に緩和されることがある。

（５）仲裁案件の処理時間を確保できること。

（６）委員会が定めるその他の条件を満たすこと。

2 外国籍の仲裁人は，以下の条件を満たす必要がある。

（１）仲裁業務に熱意を有し，公正かつ高潔な品性を持ち，独立した公正な審理原則を堅持すること。

（２）法律，経済・貿易などの専門知識と実務経験を有していること。

（３）本委員会の「定款」を支持し，本委員会の「仲裁規則」や「仲裁人遵守規則」などの関連規定を遵守する意思があること。

（４）一定の中国語の基礎を持っていること。一部の高名な人士については適度に緩和されることがある。

（５）仲裁委員会が定めるその他の条件を満たすこと。

3 香港・マカオ・台湾地域の仲裁人は，外国籍仲裁人に準ずる。

中国は，上記のように仲裁人の要件を規定し，各仲裁機関が仲裁人名簿をおいている。例えば，中国国際経済貿易仲裁委員会（CEITAC）は，香

港70人、マカオ3人、台湾20人、日本8人の各分野の専門家である仲裁人が登録されている⁹⁾。

仲裁と訴訟を比較すれば、仲裁の方が当事者はより多くの自由選択権利を持っている。手続が簡便、審理の長期化を避けて、より迅速な紛争解決を図ることができ、時間が短く、弁護士などの大幅な節減が可能であり、低コストなどの長所がある。仲裁の公正性は、多くの程度まで、仲裁人の質と専門知識の高さによって体現され、保証されている¹⁰⁾。

中国国際経済貿易仲裁人会は、「仲裁人規則」を定めて、仲裁人が事件を審理（処理）するときには、以下のことを知識として有し、認識する必要があるとしている。中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁人が事件を審理するとき（遵守すること）必ずしていること¹¹⁾。

- (1) 仲裁人は事実・法律を根拠として、国際慣例を参考にし、独立、公正に事件を審理しなければならない。
- (2) 仲裁人はどちらの当事者にも代表しない。
- (3) 仲裁人は仲裁規則に規定された手続に従って事件を審理しなければならない。
- (4) 仲裁人は事件に関するすべての書類・証拠を詳しく読んで（検討して）、問題の所在を探さなければならない。
- (5) 仲裁人は開廷審理前に討論し、具体的な審理計画を決定する。首席仲裁人は議論の基礎として、審理案件に関する関連法を示す。仲裁廷が単独仲裁人で構成される場合には、単独仲裁人は開廷審理前に関連法を確定する。
- (6) 仲裁人は開廷審理のとき、偏向することなく熟議して早すぎる結論を出すことを避けるべきである。
- (7) 仲裁人は秘密を厳格に守らなければならない。事案に関するいかなる実体と手続上の問題を外部に漏らしてはならない。これには、事案の状況、審理過程、仲裁廷の合議

状況などを含む。

- (8) 仲裁人は一方の当事者と単独で会見して、仲裁案件に関する状況を話してはならない。ただし、仲裁廷が調停過程で仲裁人と一方の当事者が単独で会見することを許可した場合を除く。
- (9) 仲裁人は、事案と利害関係がある場合には、自ら回避しなければならない。
- (10) 仲裁人は審理が終わった後に適時に合議し、仲裁判断を下し、仲裁判断書は首席仲裁人が責任を持って書く。必要があれば、仲裁委員会の秘書事務局に協力を要請することができる。
- (11) 仲裁人は、仲裁委員会の名義で外部の仲裁に関する会議や活動に参加したとき、または文章を発表や講演するときには、必ず事前に仲裁委員会の同意を得なければならない。
- (12) 仲裁人はいつでも、仲裁委員会又は事務局に業務上の意見と提案・要求を提出することができる。

仲裁人は一定の行為規範を遵守しなければならない。仲裁人は、必ず当事者の基本権利を守り、公正は仲裁への信頼を確保しなければならないからである。

日本仲裁法では、仲裁人の条件について規定していない。日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁規則では仲裁人について第24条（仲裁人の公正・独立）で以下のとおり規定している。すなわち、第一に、公正かつ独立でない者は仲裁人に就任してはならず、仲裁人は、その在任中は公正かつ独立であり続けなければならない。第二に、仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてを依頼し

た者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならないことである¹²⁾。

この場合、仲裁人の忌避及び回避制度の有効性が問題となるだろう。そこで、以下でこの点について簡単に見ておきたい。

仲裁法、仲裁規則、仲裁人の忌避及び回避制度から考える仲裁人の要件、つまり仲裁人はどのような場合には、忌避されるか。仲裁人はどのような場合に自ら回避しなければならないか、である。

仲裁人の忌避・回避制度とは、選定された仲裁人が事案について公正な判断をするのに影響を及ぼす可能性のある事情がある場合、法律の規定により、自ら仲裁からの退出を申し出る（回避）か、又は当事者の申立てにより仲裁から退出する（忌避）ことをいう。この忌避・回避制度は仲裁人の独立、公正さを確保するために設けられた制度である。忌避は、当事者の申立てにより選定された仲裁人を仲裁から退出させる制度である。回避は、仲裁人自らが仲裁からの退出を申し出る行為をいう。

UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法第12条で以下の規定をしている¹³⁾。

1. 仲裁人の公平性または独立性に関して正当な疑問を生ずる状況が存在するときには、仲裁人は忌避されうる。
2. 当事者により任命された仲裁人は、任命がなされた後で知り得た理由でのみ、忌避されうる。
3. 仲裁人が行為することを怠り、または、仲裁人の職務を履践することが法律上または事実上不可能な場合には、第13条に定められた仲裁人の忌避に関する手続が適用されるものとする。

中国仲裁法第34条では仲裁人の忌避について以下のとおり規定している。仲裁人は次の各号に掲げる事由のいずれかに、当該する場合には、忌避

しなければならない、当事者も忌避を申し立てる権利を有する。(1) 当該事件の当事者、又は当事者もしくは代理人の近い親族であること。(2) 当該事件と利害関係を有すること。(3) 当該事件の当事者又は代理人とその他の関係があり、仲裁の公正性に影響を及ぼすおそれがあること。(4) 密かに当事者もしくは代理人の接待及び謝礼を受けること。

日本仲裁法第18条では以下のとおり規定している。当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときには、当該仲裁人を忌避することができる。(1) 当事者に合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。(2) 仲裁人の選任、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。(3) 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対して、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。(4) 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自分の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

JCAA と UNCITRAL の規則の共通点は、仲裁人の不偏性・独立性に合理的な疑いを生じさせる事由がある場合に仲裁人に関して相当な理由があるときは仲裁人を忌避することができる。JCAA と UNCITRAL の規則の相違点は UNCITRAL の規則は当事者間で合意された仲裁人の資格を有していない場合は、仲裁人に関して忌避することができる。JCAA 仲裁規則では、当事者間で合意された仲裁人の資格を有していない場合は、仲裁人に関して忌避をすることができない。

3. 仲裁人の権利・義務とは何か——日本仲裁法と中国仲裁法の比較

仲裁人は、当事者双方と締結した仲裁合意に基づき、その契約の相手方である当事者との関係で権利を有し・業務を負う。仲裁人は、仲裁人に選任され、仲裁人としての任務を引き受けることを受諾して、仲裁人としての地位に就くからである。そして、仲裁人としての地位に就いたからには、仲裁人は、法の定めるところにしたがい、権利を認められ、義務を負うことになる。仲裁人は、仲裁合意の相手方である当事者の審判で、審理を行い、仲裁判断を下す業務を負う。仲裁がその本来の役割を十分に果たし客観的で妥当な仲裁判断を下すためには、仲裁人の公正が確保されていなければならない。仲裁人が誠実・公正堅持し、当事者のいずれとも利害関係をもたないように行動することは、職務理論上の義務である。以下、法の定めによる仲裁人の権利・義務については、それぞれの箇所ですべて説明することとして、まず一般的な仲裁人の権利・義務について検討する。

(1) 審判義務

仲裁人は、仲裁手続の審理を行い、仲裁判断をする義務を負う。これが仲裁人契約の中核たる目的だからである。仲裁人が定型的に負う義務である。

仲裁人は、仲裁手続において、当事者に対して仲裁を通知し、また、仲裁裁量権が認められるときには、これを適正に行使し、仲裁の申立てに係る手続が完全であると認める場合には、当事者を審問して、証拠書類を調査し、必要な資料を収集する。そのうえで、当事者がその合意で定める規範また法律に従って仲裁判断をすべきである。

UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法第24条では、以下のとおり規定している。「(1) この規定と異なる当事者の合意に反しない限り、仲裁廷は、証拠提出のため、又は口頭弁論のために審問を行うか又は手続を文書その他の資料に基づいて進めるかを決定しなければならない、但し、当事者が審問が行われるべきではない旨合意した場合を除き、

当事者の申立てがあれば、仲裁廷は、手続の適当な段階でかかる審問を行わなければならない。(2) 当事者には審問及物品その他の財産又は文書の検認のための仲裁廷の期日について、十分な余裕を持って事前に通知しなければならない。(3) 一方の当事者によって仲裁廷に提出されたすべての陳述、文書その他情報は、他方の当事者にも伝達しなければならない、仲裁廷がその決定を行うに当って依拠することあるべき鑑定人の報告又は他の証拠文書も、これを当事者に伝達しなければならない。」

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則第13条第2、3項では以下のとおり規定している。「(2) 仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を受領した後に、審査を経て、仲裁の申立てに係る手続が完全であると認める場合には、仲裁を通知、仲裁委員会仲裁規則及び仲裁人名簿各1通を双方の当事者に発送しなければならない。申立人の仲裁申立書及びその付属文書についても、同時に被申立人に発送しなければならない。(3) 仲裁委員会仲裁院は、審査を経て、仲裁の申立てに係る手続が完全ではないと認める場合には、一定の期間内において完全にしよう申立人に対して要求することができる。申立人が所定の期間内に仲裁の申立てに係る手続を完全にすることができなかつた場合には、申立人が仲裁を申し立てなかつたものとみなす。仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を留め置かない。」

日本仲裁法第23条では、以下のとおり規定している。「仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理および仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。」

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則第35条1項では以下のとおり規定している。「当事者の別段の約定がある場合を除き、仲裁廷は仲裁廷が適切

であると認める方式に従い事件を審理することができる。いかなる事由においても、仲裁廷は、公平かつ公正に事を行い、陳述及び弁論の合理的機会を双方の当事者に与えなければならない。」

(2) 公正・独立義務

仲裁人の独立性は、仲裁手続も紛争解決制度である。そこで、手続及び判断の不偏性を担保するための一つの方法として、仲裁手続を指揮し最終的な判断を行う仲裁人の独立性を求めることがある。仲裁人の独立性は偏見のない仲裁人による公平な手続遂行及び仲裁判断を担保するための要素として不可欠である。

モデル法12条第1項では以下のとおり規定している。「仲裁人として選定されうることに関して交渉を受けた者は、自己の不偏独立について正当な疑いを生じさせようとするあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は、かかる事情を既に当事者に知らせていない限り、選定された後及び手続中、遅滞なくこれを当事者に開示しなければならない。」

日本商事仲裁規則24条第1項では、以下のとおり規定している。「公正かつ独立でない者は仲裁人に就任してはならず、仲裁人は、その在任中は公正かつ独立であり続けなければならない。」

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則24条第1項では、以下のとおり規定している。「仲裁人は、いずれの当事者も代表せず、各当事者から独立し、各当事者を平等に扱わなければならない。」

以上のモデル法、日本商事仲裁規則、中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則では、いずれも仲裁人として、指名された者に対して、自らの不偏・中立性に合理的疑いを生じさせる事情を開示させる義務を定めている。いずれの仲裁規則・法においても、仲裁人が手続を通して不偏性・独立性を維持するべき、との原則に基づき、選任後において義務を負うことを規定している。

(3) 守秘義務

仲裁手続遂行上及びその紛争解決システムの秘

密性を基礎づけるものとして、仲裁人の守秘義務が挙げられる。各国仲裁機関や組織の規則にみると、LCIA ロンドン国際仲裁裁判所、SIAC シンガポール国際仲裁センター、AAA 米国仲裁協会、ICSID 国際投資紛争解決センター等、「仲裁人の守秘義務」を明示している規則は多く、ICCやUNCITRALのモデル法及び仲裁規則など、「仲裁人の守秘義務」を明示していない機関や実務においても、仲裁人の守秘義務は前提とされている¹⁴⁾。仲裁手続は、当事者間に特別の合意がないかぎり、非公開の審理であるし、とりわけ、企業の秘密や個人の秘密などにとっても最大のメリットとして重要な義務の一つである。中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則第38条では以下のとおり規定している。「(1) 仲裁廷による事件審理は、非公開で行われる。双方の当事者が公開審理を要求する場合には、公開審理をするか否かについて仲裁廷が決定する。(2) 非公開審理が行われる事件について、双方の当事者及びその仲裁代理人、仲裁人、証人、通訳、仲裁廷が諮問する専門家及び指定する鑑定人その他の関係者は、事件の実体及び手続に関する状況を対外的に開示してはならない。」

III 仲裁人育成の必要性及び育成方法と課題

仲裁人が、審判業務を行う中で独立して公正・公平に審理をするためには、仲裁人を育成する必要がある¹⁵⁾。まず、(1) 中国で一般にどのように仲裁人が育成されているのかをCIETACの規定を検討し、次に(2) 新疆における仲裁人育成の必要性について確認し、そのうえで、新疆においてどのように仲裁人を育成するのが適当かを考えてみたい。

1. 仲裁人の育成

どのような仲裁人を育成する必要があるかについて、まず、CIETACの仲裁人育成規定¹⁶⁾をみてみたい。

- 第1条 仲裁人の育成管理を強化し、仲裁人の質を向上させるために、本規定を制定する。
- 第2条 本規定における仲裁人の育成は、仲裁実務、仲裁理論、仲裁人の職業操守、仲裁法およびその他の関連法、仲裁文化などを主要な内容とした講義、交流会、研究会などの仲裁人の学習、研究、交流活動を指す。具体的には以下を含む。
- (1) 仲裁委員会が主催する仲裁人の育成活動。
 - (2) 仲裁委員会が承認又は認可した関連機関が主催する育成活動。
 - (3) 仲裁委員会が主催する又は他の機関との協力で行われる広報、学術研究、経験交換などの活動。
 - (4) 仲裁人が専門家として仲裁委員会の仲裁人育成において講義を行う。
 - (5) 仲裁人が仲裁実務、仲裁理論、仲裁人の職業操守、仲裁法およびその他の関連法、仲裁文化をテーマに記事を執筆し、「仲裁と法律」、「中国仲裁と司法」、「中国海商法年報」、「商事仲裁評論」などの雑誌に公開発表することを含む。
- 第3条 仲裁人は積極的に育成に参加し、仲裁理論のレベルと実際的な問題の解決能力を向上させることが求められる。
- 第4条 仲裁委員会の仲裁人資格審査評価委員会は、仲裁人の育成業務を担当する。仲裁委員会事務局（課）および支部事務局は、仲裁人の育成の日常管理業務を担当し、仲裁人の育成状況を記録する。
- 第5条 仲裁人資格審査・評価委員会は、仲裁人の要求に応じ、年次の研修計画を作成し、適宜、仲裁委員会のウェブサイトやその他の手段で公表しなければならない。
- 第6条 仲裁人の研修は、授業時間によって管理される。
- (1) 終日の研修は、8つの授業時間として計算される。
 - (2) 半日の研修は、4つの授業時間として計算される。
 - (3) 具体的な授業時間は、仲裁委員会が公表する基準に従う。
 - (4) 仲裁人が仲裁委員会のために講義を行う場合、講義時間が4時間以下の場合は8つの授業時間として計算され、4時間以上の場合は12の授業時間として計算される。
 - (5) 仲裁人が関連する出版物に論文を執筆し公開する場合、5000字未満の場合は4つの授業時間として計算され、5000字以上の場合は8つの授業時間として計算される。
- 第7条 仲裁人は、年間最低で8つの授業時間の研修を完了しなければならない。
- 第8条 前年の研修が12の授業時間未満である場合（その中に仲裁委員会が主催する8つの授業時間の研修が含まれる場合を含む）、仲裁委員会の主任は、具体的な事件において首席仲裁人又は独任仲裁人としての任命を行う権限を持つが、当事者の指名を除く。
- 第9条 新たに任命された仲裁人は、仲裁委員会が特別に主催又は承認した入門研修に参加しなければならない。これは年次の研修授業時間に含まれる。
- 第10条 仲裁人の研修状況は、仲裁委員会が

仲裁人の行動を審査および評価する重要な内容である。前年度に最低研修要件を満たせなかった仲裁人や、新しく任命された仲裁人が指定された入門研修に参加しなかった場合、当該の仲裁委員会の主任は、当事者が選定した場合を除き、具体的な事件においてその仲裁人を指名する権限を有する。また、最低研修要件を連続して2年間満たせなかった場合、正当な理由がない限り、仲裁人の任期終了後に再任されない権限を仲裁委員会は有さない。

第11条 仲裁人が仲裁委員会の秘書局（部）又は支部秘書室の研修記録に誤りがあると判断した場合、仲裁人は仲裁委員会の秘書局（部）又は支部秘書室に対して修正を要求する権限を有する。また、仲裁人が仲裁人資格審査評価委員会の評価結果および処理意見に異議を唱える場合、仲裁人は仲裁人資格審査評価委員会に申し立てる権限を有する。

第12条 仲裁委員会が主催する仲裁人研修活動において、仲裁人は無償で参加できる。ただし、仲裁委員会が別途規定する場合を除き、研修費用は負担しない。また、仲裁委員会は、仲裁人が研修に参加するために発生する交通費などの実費を負担しない。

第13条 この規定は、中国国内に居住する中国国籍の仲裁人に適用される。外国籍の仲裁人や中国国籍で中国国外に居住する仲裁人が、積極的に仲裁委員会が主催する研修活動に参加することを奨励する。香港、マカオ、台湾地域の仲裁人は、外国籍の仲裁人と同様に扱われる。

第14条 この規定は、仲裁委員会が解釈する。

第15条 この規定は、2004年12月15日に仲裁委員会主任会議の議論によって採択され、2009年1月8日に仲裁委員会主任会議による修正を経て、2009年3月1日より効力を生じる。

2. 新疆における仲裁人育成の必要性

中南民族大学の章之源氏は新疆地区仲裁委員会、法院及び基層地区への調査と訪問を通じて、収集した資料の基礎中で、新疆地区における国際法専門の人材の就職の発展状況と将来の趨勢を分析・予測し、新疆仲裁機関における国際法専門人材の就業について研究をし、提言をしている¹⁷⁾。この提言内容について概略すると、(1)事件の処理における新疆地区仲裁委員会の独自性、(2)新疆ウイグル自治区仲裁委員会による職員採用にかかわる戸籍制限政策、(3)異なる地域採用者の言語制限政策、という提言である。以下、章之源氏の提言について、筆者なりにさらに分析をしてみたい。

(1) 事件の処理における新疆地区仲裁委員会の独自性

仲裁の主な特徴は、当事者自治の原則を完全に体现することであり、それが経済貿易紛争において両当事者が仲裁を好む理由であり、この原則に基づいて、当事者間の仲裁合意によって仲裁廷の管轄権を定めることができる。さらに、仲裁人の任命、仲裁廷の構成、仲裁規則の適用、仲裁手続の規定、仲裁人の選択など、仲裁に関するすべての事項は、仲裁契約の当事者間で合意することができる。このことは、中国仲裁法の規定による。特に、仲裁合意の準拠法の決定については、仲裁法第16条で「仲裁合意には、契約書に定める仲裁条項及びその他の書面方式で紛争発生前又は紛争発生後になされた仲裁申立の合意を含む仲裁合意には、次の各号に掲げる内容を含めなければならない。(1) 仲裁申立の意思表示、(2) 仲裁に付する事項、(3) 選定する仲裁委員会」としている

とおりである。しかし、ウルムチ仲裁委員会の調査によると、仲裁委員会は、外国関連の事件を処理する際に、当事者に対し、中華人民共和国に適用される実体法の条項を明記したうえでのみ仲裁合意に同意することを求めていることが判明した。ウルムチ仲裁委員会は、外国関連の経済貿易紛争の処理において敗訴したこともあるという¹⁸⁾。この制限はウルムチ仲裁委員会が経済貿易方面の紛争を受理することができなくし、事件を流失させている¹⁹⁾。

章氏によれば、新疆ウイグル自治区では、涉外商事事件を処理する法律事務所は、新疆大学法学院の教授が設立した法律事務所一つだけであるとのことである²⁰⁾。これも新疆ウイグル自治区で国際法専門人材が少ないことを証明するものである。この地区の仲裁委員会が涉外事件を処理する独特な方式であること、当事者が締結された仲裁合意の条項中で、中国法を準拠法とする記載がなければ、ウルムチ仲裁委員会は事件を受理することができないのは、現在国際法の専門人材のニーズが大きくないことにも関連する。また、この地区は現在国際法の専門人材が就職する場はなく、就職する魅力も足りないということである。この地区の仲裁委員会は行政機関化し、財政面への投資が少ないなど、多方面の原因で涉外事件を処理する数が少ない。これにより、この地区の仲裁委員会が涉外事件を処理するための投入もなく、涉外事件を処理できる仲裁人が少ない原因になっている。

(2) 新疆ウイグル自治区仲裁委員会による職員採用にかかわる戸籍制限政策

新疆ウイグル自治区仲裁委員会は、同委員会を採用する職員に戸籍制限政策を定めた²¹⁾。

このような地域別採用人員の戸籍制限政策は国際法の専門人材の新疆への就職に不利である。ウルムチ仲裁委員会の調査から、その比較的強い政策的色彩により職員の戸籍に制限があることがわかった²²⁾。相応の戸籍条件を備えていなければ、就職者は仲裁委員会において仲裁業務に従事する

ことが難しくなる。加えて、言語問題では、ウルムチ仲裁委員会は涉外事件を処理するとき、通訳を招聘して解決する。したがって、ウルムチ仲裁人会は外来の法律人材のニーズが少ない。また、仲裁業務が少ないので人材流出問題（転職）が甚だしい。さらに、新たな人材の補給も得られない。涉外経済貿易事件を処理する能力がある人材を招き入れても、彼らが昇進することは難しい。そのために、この地区は涉外事件を処理することは困難で、悪循環を招いてきた。これでは、明らかに国際法の専門人材が就職する上で不利である。

(3) 異なる地域採用者の言語制限政策

新疆ウイグル自治区民族の特殊性として、採用人材の言語には特別な要求がある。

トルファン仲裁委員会に対する調査²³⁾では、採用人材について戸籍に対する制限はなく、「仲裁法」に相応する条件を満たすことだけが求められている。しかし、この地区はウイグル族の居住地であり、この地区に住んでいる多くのウイグル族は漢語（中国語＝普通語＝漢民族の言語）の使用に関して十分に自由とは言えない面がある。さらに、トルファン仲裁委員会は、外部から通訳を招聘することもしていない。したがって、トルファン仲裁委員会は、涉外経済貿易事件を処理する仲裁人に対しては、必ずウイグル語を掌握していることと規定している²⁴⁾。言語の問題で、他地域の人材がウイグル語ができないために就職することができないということもある。この地区の仲裁委員会は、仲裁人にウイグル語を運用する能力を持たせて、相応の事務を処理することを要求している。この地区の事件は主に、中央アジア地区とロシア関連の事件である。したがって、涉外事件を処理する仲裁人に対してロシア語とカザフ語ができることを要求している。このロシア語とカザフ語の要求は国際法専門人材のこの地区で就職することを難しくしている。

(4) この地区の国際法専攻人材の就職状況

中南民族大学の章之源氏は、「この調査で得られ

た関連材料を分析することで、私たちは直観的に新疆ウイグル自治区の国際法専攻人材が早急に就職できるような環境を整備しなければならないということがわかる。現在、この地区の渉外経済貿易事件の数は必ずしも多くないという特徴がある。」と言う²⁵⁾。したがって、この地区では短期間では国際法専攻人材のニーズは急速には増えないであろう。しかし、長期的には国際法専攻人材を育成する必要があると思う。この地区は渉外経済貿易において依然として発展を続けており、特に「一帯一路」の経済建設の背景の下でこの地区の国内と国外経済貿易数は大幅に増加する。渉外経済貿易案件数も今よりさらに増加すると思う。

クラマイ仲裁委員会の仲裁人は8人いる。クラマイ仲裁委員会の部門決算状況の収入決算状況説明によると、2019年本年の収入は294.24万元、その中、財産支出収入は294.24万元と100%を占め、上級補助収入は0万元、0%、事業収入も0万元、0%、経営収入も0万元、0%、付属単位の上納収入も0万元で、0%、その他の収入も0万元、0%である。

財政支出決算全体状況によると、年初予算した数と比べると、財政支出収入は年初の予算数は305.26万元、決算数は294.24万元で予算決算相違率は-3.6%の減少である。主な原因は、2019年では、一部の仲裁事件の仲裁報酬と審理費用が支払われなかった。したがって、仲裁支出の減少になった。財政支出は年初の予算数は305.26万元、決算数は291.43万元、予算決算相違率は-4.53%である。主な原因は、2019年一部仲裁事件の仲裁報酬と審理費用は支払われなかった。したがって、仲裁支出の減少になった²⁶⁾。

以上のクラマイ仲裁委員会の部門決算状況説明によると、クラマイ仲裁委員会の事業収入は0万元、0%、経営収入も0万元、0%、付属単位の上納収入も0万元で、0%、その他の収入も0万元、0%である。日本仲裁協会の事業内容は仲裁、調停、セミナーイベント、出版物、法律・貿易相

談、カルネサイトなどの事業から経営収入が入ってくる。このクラマイ仲裁委員会の事業収入0万元、経営収入0万元、つまり、クラマイ仲裁委員会は2019年には一つも仲裁業務をしていない。その他収入も0万元、つまり、この仲裁委員会はその他の業務、法律・貿易の相談、仲裁人の研修もやっていない。上級補助収入も0万元でこれも仲裁人のために中国国際貿易仲裁人会は1回も仲裁人のトレーニングを行っていないということである。クラマイ仲裁委員会の仲裁人は8人だけであるし、仲裁人の数が少ない。2019年は一部仲裁事件の仲裁報酬と審理費用が支払われなかった。したがって、仲裁支出の減少になったのである。

このような悪循環をなくすには、次に述べる新疆ウイグル自治区の国際貿易を増やす努力が必要である。

(5) 新疆ウイグル自治区における国際法専攻人材の就職見通し

章之源氏は、「新疆ウイグル自治区“一帯一路”の建設を背景に、この地区は国内と国外経済貿易紛争が増加する。“一帯一路”のインフラ整備に伴い、シルクロードの輸出入の拠点である新疆ウイグル自治区も次第に新たなチャンスが生まれるだろう。」と言う²⁷⁾。新疆ウイグル自治区の国際貿易は、2022年に以下のとおりの実績があった²⁸⁾。同年の商品の輸出入総額は366億8,400万ドルで、前年より51.0%増加した。そのうち、輸出は57.9%増の311億1,000万ドル、輸入は21.2%増の55億7,400万ドルであった。商品の輸出入の差額（輸出から輸入を差し引いた額）は255億3,600万ドルで、前年より104億1,100万ドル増加した。登録種別では、国有企業の輸出入は28億2,400万ドルで前年より11.7%減少、外商投資企業は2億1,500万ドルで91.4%増加、外資企業は2億1,500万ドルで91.4%増加した。民間企業は336億3,300万ドルで60.3%増加した。年間の海外直接投資契約額は2億6,100万ドルで、前年より51.8%減少したが、実際の海外直接投資の利用額は4億5,900万ドルで、93.9%増

加した。

輸出入貿易は増加し、現在の法律サービス機関（仲裁委員会）が涉外経済貿易事件を処理する能力を向上させれば、以前よりも多くの事件を処理することができる。涉外経済貿易事件の増加はより多くの資金（収入）をもたらす。それによって、仲裁機関は涉外経済貿易事件の処理にもっと多くの経費支持ができるようになる。国際法専攻の人材不足問題も緩和できるだろう。輸出入貿易数が増加し、現在の法律サービス機関（仲裁委員会）が自分で涉外経済貿易事件を処理することも多くなる。仲裁人の仲裁の技量を保証と紛争の迅速な解決するために、国際法の知識がある人が必要である。

3. 新疆の国際法専攻大学における特別な研修

(1) 言語方面の提案

地元の大学生はウイグル語とカザフ語を使用するという本質的な優勢を持っているので、ロシア語などの特別な言語でトレーニングを行えば言語を学ぶのは別のところの人より速いため、言語を学ぶ方面では、他の人より優位性がある。なぜならば、周辺諸国の言語との類似性があり、例えば、ロシア語を学ぶにしても彼らには学びやすい言語であると言える。

今後、中国企業が中央アジアとの国際取引を増やし、これらの国に直接投資をすることを考えると、相手国の法律を熟知することが重要になる。この場合、当該地区の言語で書かれている法律を理解することが肝要である。ロシア語やカザフ語で書かれた法律を理解できる人材を新疆地区で育成するのが良いと考える。

(2) 新疆での人材育成への国際法専門家の協力

新疆で上記の人材を育成するには、どこで、どのように育成することができるのか。このことを考えた場合、新疆の大学における人材育成が有効である。大学内にロシア・中央アジア法の科目及び商事・投資紛争解決法（主に仲裁）を設け、同

時にウイグル語とカザフ語、ウズベク語、トルコ語などの言語学習センターを併設するのが有効である。さらに、仲裁を中心とした紛争解決法の教育ということに関しては、仲裁委員会との協力を求めたい。仲裁委員会から非常勤講師の派遣を求め、また、大学生が仲裁委員会でインターンシップなどを行えるような体制を設けることが有効であろう。

このような仕組みは、新疆の大学生の潜在能力を引き出し、就業機会を増やす上で有用である。さらに、「一带一路」構想を進める中国にとって、新疆を「一带一路」の紛争解決センターとする構想を進める上でも不可欠な事業であると考えられる。

当事者にも利便性を提供するために、周辺諸国、相手国の中央アジア、トルコ、ウズベキスタン、カザフスタンの法律を熟知することが重要になる。この場合、当該地区の言語で書かれている法律を理解することは事件を公正・迅速に審理、判断することができる。言語問題では、仲裁委員会は涉外案件を処理する際に、通訳を招聘することなく自らで解決することができる。周辺国の言語を話せる仲裁人がいることは仲裁のコストを減少することでも有利である。

4. 新疆ウイグル自治区における仲裁人の育成はなぜ必要か

(1) 「一带一路」の沿線国は異なる政治と法律体系を持っている。そのために、インフラ建設、プロジェクト、エネルギー、情報技術などの分野の投資を展開する際には、紛争発生が避けられない。国際貿易と投資の増加によって、国家商事紛争と国際事件は急速な増加傾向を呈し、効率的で公正、互恵的な紛争解決メカニズムの構築が切実に必要である。シルクロード経済核心区建設には国際商事紛争の予防と解決メカニズムの建設を含むべきである。国際商事仲裁は企業の紛争を迅速に解決する手段である。従来の裁判所判決方式に

よる紛争解決と比べ、仲裁は時間とコストの面で裁判に比べて非常に大きな優位性がある。“一帯一路”の沿線国は中央アジアの国、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタンなど、今後、中国企業が中央アジアとの国際取引を増やし、これらの国に直接投資をすることを考えると、国際取引法を中心とする法律を熟知することが重要になる。この場合、当該地区の言語で書かれている法律を理解することが必要である。ロシア語やカザフ語で書かれた法律を理解できる人材を新疆地区で育成するのが良いと考える。

(2) また、当事者が使用する言語ができることは、仲裁人は事実・法律を根拠として、国際慣例を参考に、独立、公正に事件を審理し、事実に基づき法と契約の規定により、双方の当事者に対して平等であり、公平・独立して、仲裁手続を行うことができる。双方の当事者に対して、言語を話せる仲裁人がいることは仲裁の審理時間とコストを減少することでも有利である。当事者が仲裁機関の仲裁人名簿から仲裁人を選択するとき、自分の国の言葉ができる仲裁人を選択するし、仲裁人に対して安心でき信頼できる、そのために、新疆ウイグル自治区で仲裁人の育成するとき、言語も重要である。

(3) 新疆ウイグル自治区の仲裁委員会は、国際商事仲裁における仲裁の質をさらに向上させるために、仲裁人としての職務を務めるに足りる知識について検定する「仲裁人検定制度」を実施する必要がある。仲裁人の検定制度を実施に伴い、検定に必要な科目を履修できる仲裁人研修課程を開講することが重要である。

(4) 日本仲裁協会は、日本における仲裁の質を高めるために、「仲裁人検定制度」を当協会の制度として創設し、2006年4月から実施した。仲裁人検定制度実施に伴い、検定に必要な科目を履修できる仲裁人研修課程を2005年12月から開講した²⁹⁾。新疆ウイグル自治区の仲裁委員会は、国際商事仲裁における仲裁の質をさらに向上させるために、

日本仲裁協会が開講したのと同じように必要な科目を履修できる仲裁人研修課程を開講することが必要であると考え。日本国際商事仲裁協会の研修を参考に、新疆ウイグル自治区の仲裁機関における研修計画として、例えば、表1のようなものが考えられる。

新疆ウイグル自治区の仲裁人の育成は、簡単ではないと考える。育成できる機関は、新疆ウイグル自治区である仲裁委員会とするのが適当であろう。例えば、ウルムチ仲裁委員会にした方が良いと思う。新疆ウイグル自治区では国際法専門人材があまりおらず、国際法専攻の人材も不足している。現状では、国際法専攻の人材がいても、中央アジア地区の言語とロシア語ができない。中央アジア地区の言語とロシア語ができて、法律専門知識がない。この両方を満たせば国際商事仲裁における仲裁の質を向上させることができる。仲裁の公正、合理的解決を保証するために、新疆ウイグル自治区で独自の仲裁人を育成することは非常に重要である。

表1 仲裁人育成研修計画

第1講	土曜日	8:00~12:00	ADR概論
第2講	日曜日	8:00~12:00	仲裁法概論
第3講	土曜日	8:00~12:00	国際商事仲裁概論
第4講	日曜日	8:00~12:00	適用規範、法律、判例
第5講	土曜日	8:00~12:00	契約法入門
第6講	日曜日	8:00~12:00 14:00~16:00	言語のトレーニング
第7講	土曜日	8:00~12:00 14:00~16:00	中央アジアの国の法律
第8講	日曜日	8:00~12:00	模擬仲裁

(注) 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) の「仲裁人育成研修計画」及び日本商事仲裁協会 (JCAA) の「仲裁人の研修課程³⁰⁾」を参考に筆者が作成した。

Ⅳ ま と め

仲裁人は仲裁手続において決定的に重要な役割を果たす。仲裁人の技量、経験、知識が仲裁手続

及び判断の質を決定する。中国新疆ウイグル自治区は「一带一路」構想の重要地点である。新疆ウイグル自治区にある国際商事仲裁機関のレベルをアップ（高める）するために、国際商事仲裁人を育成することが非常に重要であると考えられる。新疆ウイグル自治区では国際法律と仲裁規則が地元の言語で許可されているため、国際専門知識と判断能力がある仲裁人がいない。章之源の言うとおり、言語問題では、ウルムチ仲裁委員会は涉外事件を処理するとき、通訳を招聘して解決する。したがって、ウルムチ仲裁委員会には国際法専攻の法律人材がいない。涉外経済貿易事件の処理能力がある仲裁人材がいないから、仲裁業務がない。新疆ウイグル自治区の事件は主に中央アジア地区、ロシア関連事件である。したがって、涉外事件を処理する仲裁に対してはロシア語とカザフ語ができる国際法専門人材が必要である。「一带一路」の経済建設の背景の下でこの地区の国内と国外経済貿易数は大幅に増加する。涉外経済貿易案件数も今よりさらに増加すると思う。「一带一路」の沿線国は異なる政治と法律体系を持っている。そのために、インフラ建設、プロジェクト、エネルギー、情報技術などの分野の投資を展開するには、紛争発生が避けられない。国際商事仲裁は企業の紛争を迅速に解決する手段として、当該地区の言語で書かれている法律を理解することが必要である。そこで、ロシア語やカザフ語で書かれた法律を理解できる人材を新疆地区で育成するのが良いと考える。紛争を円滑に解決するために、国際専門知識と言語ができる仲裁人が必要であると考えている。国際法専攻の仲裁人は事実・法律を根拠として、国際慣例を参考に、独立、公正な事件を審理し、事実に基づき、法と契約の規定により、双方の当事者に対して平等であり、公平・独立して、仲裁手続を行うことができる。双方の当事者に対して、言語を話せる仲裁人がいることは仲裁の審理時間とコストを減少することでも有利である。当事者が仲裁機関の仲裁人名簿から仲裁人を選択

するとき、国際法専門知識、経験、自分の国の言葉できる仲裁人を選択するし、当事者は仲裁人に対して安心と信頼ができる、そのために、新疆ウイグル自治区での仲裁人の育成には、国際法専門とともに言語も重要である。

新疆ウイグル自治区の仲裁人の育成は、簡単ではないと考える。育成できる機関は、新疆ウイグル自治区である仲裁委員会とするのが適当であろう。例えば、ウルムチ仲裁委員会にした方が良いと思う。新疆ウイグル自治区では国際法専門人材があまりおらず、国際法専攻の人材も不足している。現状では、国際法専攻の人材がいても、中央アジア地区の言語とロシア語ができない。中央アジア地区の言語とロシア語ができて、法律専門知識がない。この両方を満たせば国際商事仲裁における仲裁の質を向上させることができる。仲裁の公正、合理的解決を保証するために、新疆ウイグル自治区で独自の仲裁人を育成することは非常に重要である。

「一带一路」の経済建設の背景の下でこの地区の国内と国外経済貿易数は大幅に増加する。涉外経済貿易案件数も今よりさらに増加する。新疆ウイグル自治区の仲裁委員会は涉外経済貿易事件を審理することができれば、仲裁委員会に収入をもたらす。このために、国際商事仲裁における仲裁の質をさらに向上させるために、仲裁人の仲裁の技量の保証と紛争の迅速な解決のために、国際法の知識がある人材が必要であるし、「一带一路」の沿線国である中央アジアの国、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタンなど中央アジアの言語も習得している人材が必要である。国際法と契約法のできる弁護士や大学の国際法の教授なども仲裁人になれば、仲裁委員会のその他業務、法律・貿易の相談、仲裁人の研修もできるし、仲裁委員会の経営収入が増え、国際商事仲裁にも貢献することが期待される。

注

- 1) 現在の国際貿易・投資の取引金額はどのくらいあるのか。中国国際経済貿易委員会2022年の作業報告によると、受理した件数は4086件で、紛争金額は1269億人民元である (<https://www.ccpit.org/a/20230118/20230118qb6r.html> 最終閲覧日2023年1月21日)。
- 2) 中国と中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)による初の対面による首脳会議が2023年5月18日に陝西省西安で開催された。主な議題は中国と欧州を結ぶ広域経済圏構想「一帯一路」の推進だ。中国から中央アジアを経由して欧州へ陸路で続く「一帯」と、南シナ海からインド洋を通り欧州に向かう「一路」からなる。中国税関総署がまとめた貿易統計によると、中国と5カ国の2022年の貿易総額の合計は703億ドル(約9兆6300億円)。前年から4割ほど増えて過去最大だった。中国は中央アジア以外の周辺国との外交も重視してきた(『日本経済新聞』2023年5月18日)。
- 3) 高取義弘・一色和郎・松本はるか「仲裁人・仲裁廷」, 谷口安平・鈴木五十三編「国際商事仲裁の法と実務」丸善雄松堂株式会社, 2016年, 161頁。
- 4) 小島武司・猪股孝史『仲裁法』日本評論社, 2014年, 161頁。
- 5) 仲裁法制研究会(代表青山善充)『世界の仲裁法規』商事法務 2003年, 83頁。
- 6) 中国の司法試験制度は2001年から始まり、(その前は弁護士資格試験があった。)以来中国全国の弁護士数は、2017年36.5万人、2018年42.3万人、2019年47.3万人、2020年52.2万人に増加している。
- 7) 裁判官の任官制度はどうなっているか。中華人民共和国裁判官法第11条では、裁判官の任免は、憲法及び法律の定める任免の権限及び手続に従って行われる。最高人民法院院長は全国人民代表大会によって選出および解任され、副院長、裁判委員、裁判長、副裁判長および裁判は全国人民代表大会常務委員会によって任免される。最高人民法院院長の要請に応じて人民代表大会議に提出する。地方の各級人民法院の院長は地方の各級人民代表大会によって選出・解任され、副院長、裁判委員、裁判長、副裁判長、裁判員は裁判院長の提案に基づいて、人民代表大会常務委員会によって任免される。自治区、又は中央政府直轄市の人民代表大会常務委員会が定めるところにより任免される。省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会による副院長および裁判官の任免は、最高人民法院院長が提案するものとする。民族自治区に設置される各級人民法院の院長は、民族自治区の各級人民代表大会によって選出および解任され、副院長、裁判委員会委員、裁判官、副裁判官、裁判員は、民族自治区の各級人民代表大会によって選出および解任される。裁判官は裁判院長が推薦し、該当するレベルの人民代表大会常務委員会が任命または解任される。人民法院の補佐裁判員は当院長が任免する。軍事法院などの専門人民法院院長、副院長、裁判委員会委員、裁判長、副裁判長と裁判員の任免方法は、全国人民代表大会常務委員会が別途規定する。
- 8) CIETACの「授予仲裁員資格規定」(<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=57>, 最終閲覧日: 2023年5月16日)。
- 9) CIETAC 仲裁員名冊(自2021年5月1日起施行)(<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=27>, 最終閲覧日2023年5月16日)。
- 10) 蘇慶・楊振山『仲裁法及規定新釈新解』最高人民法院出版社, 1998年, 124頁。
- 11) 程德鈞『涉外仲裁与法律』中国人民大学出版社, 1992年, 380頁。
- 12) 日本商事仲裁協会(JCAA) 商事仲裁規則 (<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>, 最終閲覧日: 2022年3月19日)。
- 13) UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法 (<https://core.ac.uk/download/pdf/71799167.pdf>, 最終閲覧日: 2023年6月1日)。
- 14) Michael Hwang S.C. & Katie Chung, 'Defining the Indefinable: Practical Problems of Confidentiality in Arbitration', *Journal of International Arbitration*, Vol. 26 No. 5 (2009), pp. 609-645, 中村嘉孝「国際商事仲裁における守秘義務」神戸外大論叢61巻5号(2010年)。
- 15) 日本において、仲裁人の育成は重要な課題となっている。例えば、日本国際紛争解決センターの報告書「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」に関する調査研究で、「海外進出・国際取引の契約書への仲裁条項の規定も普遍化しており、そのメリットも抽象的には理解されるようになってはいるが、外国に仲裁地を取られてしまう、外国の仲裁機関に任せてしまう傾向がある。この点、自国を仲裁地や審問場所にするのメリットは理

- 解されているが、交渉力の弱さ（その背景には国際仲裁に関する様々な知識の不足もある）、わが国の仲裁機関の国際的な評価の低さ、わが国における国際的な評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人の不足により、そのような傾向が生まれている。」という指摘がなされ、仲裁人育成の施策についての検討もされている (<https://www.moj.go.jp/content/001292073.pdf>)。
- 16) 中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁人育成規定」(<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=58>, 最終閲覧日：2023年5月20日)。
- 17) 章之源「対新疆仲裁机构国際法专业人才就业前景的探讨」法治論壇, 2017年11月(下), 91-92頁。
- 18) 前掲注16)に同じ。
- 19) 同上。
- 20) 新疆には、新疆律师协会があり、ここに所属する法律事務所には新疆庸和律師事務所、新疆北方律師事務所、新疆元正盛业律師事務所、大成律師事務所乌鲁木齐办公室、金山新疆天阳律師事務所、新疆広翼律師事務所、新疆新湘律師事務所などの法律事務所があり、多くの事務所では新疆大学の教授が顧問弁護士になっている。ただ、全ての法律事務所が国内の民商事事件を扱うだけで、渉外商事事件を扱う法律事務所はわずかに1つしかないということである。なお、この法律事務所名についての言及はなく、筆者には現時点で調べる手立てはない。
- 21) 前掲注16)に同じ。
- 22) 前掲注16)に同じ。
- 23) 章之源「対新疆仲裁机构国際法专业人才就业前景的探讨」法治論壇, 2017年11月(下), 91頁。
- 24) 中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則第81条では、仲裁言語、(1)当事者が仲裁言語について約定した場合は、当該約定に従う。当事者が仲裁言語について約定しなかった場合には、中国語を仲裁言語とする。仲裁委員会は、事件の具体的事由に応じてその他の言語を仲裁言語として確定することもできる。(2)仲裁廷の開廷の際に、当事者若しくはその代理人又は証人が言語翻訳を必要とする場合には、仲裁委員会仲裁院が通訳者を提供することができ、当事者が自ら通訳者を提供することもできる。(3)当事者が提出する各種文書及び証明資料につき、仲裁廷又は仲裁委員会仲裁院は、必要であると認める場合には、相応する中国語の翻訳者文書又はその他の言語の翻訳文書を提供するよう当事者に要求することができる。
- 25) 具体的な事件数に関する統計は公表されていない。
- 26) 新疆ウイグル自治区ク라마イ仲裁委員会事務局2019年部門公開決算説明 (<https://www.klmy.gov.cn> 最終閲覧日：2022年2月21日)。
- 27) 前掲注16)に同じ。
- 28) 「新疆维吾尔自治区2022年国民经济和社会发展统计公报」(<https://tjj.xinjiang.gov.cn/tjj/tjgn/202303/6fc01f2b37a84efaa38fd34363c0a84e.shtml>, 最終閲覧日：2023年6月5日)。
- 29) <https://arbitrators.jp/123> (最終閲覧日：2022年3月3日)。
- 30) <https://arbitrators.jp/123> (最終閲覧日：2022年3月3日)。

